平成18年5月19日

各　位

会社名　　株式会社石川製作所
代表者名　取締役社長 直 山　　泰
（コード番号6208　東証第1部）
問合せ先　取締役 管理部門長　福田　幸進
TEL（076）277-7411

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

(1) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法律第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の項目について所要の変更を行うものであります。
- 単元未満株主の権利（変更案第10条）
- 株主総会参考書類等のインターネットによる開示等（変更案第19条）
- 書面による取締役会決議（変更案第26条第2項）
- 取締役、監査役および会計監査人の責任免除（変更案第30条、第41条および第44条）
- 補欠監査役の選任（変更案第34条）
- 会計監査人の選任（変更案第42条）
- 中間の配当についての取締役会の決議による実施（変更案第46条第2項）
- 以上の他、会社法に基づく公開会社として必要な規定の加除、修正など

(2) 当社事業の現状に則し事業内容の明確化を図るため、事業目的の変更を行うものであります。（変更案第2条）

(3) 周知性の向上を図るため、電子公告制度を採用するものであります（変更案第5条）

(4) 将来の資本調達に備えて、発行する株式の総数を8千万株から1億1千万株に変更するものであります。（変更案第6条）

(5) 経済情勢の変化に対応して機動的に自己株式の取得を行うことができるよう規定を新設するものであります。（変更案第8条）

(6) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築できるよう、取締役の定員を20名以内から12名以内まで減ずるものであります。（変更案第20条）

(7) その他、条文の移設および削除などの所要の変更ならびに表現、字句等の整理を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生	平成18年6月29日

以　上

現行定款	変更案
第1章　総　　則	第1章　総　　則
第1条（商号）　当会社は、株式会社石川製作所という。 英文では Ishikawa Seisakusho, Ltd. と表示する。	第1条（商号）　当会社は、株式会社石川製作所と称し、英文では Ishikawa Seisakusho, Ltd. と表示する。
第2条（目的）　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1.繊維機械およびその部分品の製造・販売 2.紙工機械、その他一般機械およびその部分品の製造・販売 3.防衛機器およびその部分品の製造・販売 4.医療用具およびその部分品の製造・販売 5.半導体製造装置およびその部分品の製造・販売 6.環境衛生の設備機器、その部分品およびこれらの測定のための試薬品の製造・販売並びに環境衛生の測定・検査 7.他会社に対する投資 8.前各号に関連する事業	第2条（目的）　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)繊維機械およびその部分品の製造・販売 (2)紙工機械、その他一般機械およびその部分品の製造・販売 (3)防衛機器およびその部分品の製造・販売 (4)医療用具およびその部分品の製造・販売 (5)電子部品製造装置、電子部品検査装置およびその部分品の製造・販売 (6)環境衛生の設備機器、その部分品およびこれらの測定のための試薬品の製造・販売並びに環境衛生の測定・検査 (7)他会社に対する投資 (8)前各号に関連する事業
第3条（本店の所在地）　当会社は、本店を金沢市に置く。	第3条（本店の所在地）　当会社は、本店を石川県金沢市に置く。
（新　設）	第4条（機関）　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
第4条（公告の方法）　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条（公告方法）　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合の広告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第2章　株　　式	第2章　株　　式
第5条（株式の総数）　当会社の発行する株式の総数は 80,000,000 株とする。	第6条（発行可能株式総数）　当会社の発行可能株式総数は、110,000,000 株とする。
（新　設）	第7条（株券の発行）　当会社は、株式に係る株券を発行する。

現行定款	変更案
（新　設）	第 8 条（自己の株式の取得）　当会社は、会社法第165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第 6 条（1 単元の株式数および単元未満株券の不発行）当会社の1単元の株式の数は1,000 株とし、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行）当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
（新　設）	第 10 条（単元未満株式についての権利）　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 7 条（名義書換代理人）　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。	第 11 条（株主名簿管理人）　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
第 8 条（基準日）　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、議決権を行使すべき株主とする。 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（削　除）

現行定款	変更案
第9条（株式取扱規則） 当会社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。	第12条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第10条（招集） 定時株主総会は毎営業年度終了後3ヵ月内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 株主総会は、本店所在地およびその隣接地において招集する。
（新 設）	第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第11条（議長） 株主総会の議長は社長とする。ただし社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	第15条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第12条（決議方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数で行う。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第13条（議決権の代理行使） 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として株主総会における議決権を行使することができる。この場合において株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 前項の代理人は1人に限る。	第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現行定款	変更案
（新　設）	第18条（議事録）　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
（新　設）	第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第14条（定員）　当会社の取締役は、20名以内とする。	第20条（員数）　当会社の取締役は、12名以内とする。
第15条（取締役の選任）　取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第21条（選任方法）　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第16条（取締役の任期）　取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員として選任された取締役または、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	第22条（任期）　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第17条（役付取締役）　取締役会はその決議により、社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定める。 前項のほか、取締役会の決議により、会長1名、副社長2名以内を定めることができる。	第23条（代表取締役および役付取締役）　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし社長は代表取締役でなければならない。 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
第 18 条（代表取締役） 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。ただし社長は代表取締役でなければならない。	（（削　除）
第 19 条（取締役会の招集権者） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	第 24 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 20 条（取締役会招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開くことができる。	第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第 21 条（取締役会の権限） 取締役会は、法令または本定款で定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。	（削　除）
第 22 条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数で行う。	第 26 条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
（新　設）	第 28 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第 23 条（顧問および相談役） 当会社は取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。	（削　除）

現行定款	変更案
第24条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会で定める。	第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新　設）	第30条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第25条（定員） 当会社の監査役は、5名以内とする。	第31条（員数） 当会社の監査役は、5名以内とする。
第26条（監査役の選任） 監査役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。	第32条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第27条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第33条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	第34条（補欠監査役の選任） 当会社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 2 補欠監査役の選任方法は第32条第2項を準用する。 3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
第28条（常勤監査役） 監査役はその互選をもって常勤監査役を定める。	第35条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第29条（監査役会招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開くことができる。	第36条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
第30条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。	第37条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新　設）	第38条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した役がこれに記名押印または電子署名する。
（新　設）	第39条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
第31条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議で定める。	第40条（報酬等） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新　設）	第41条（監査役の責任免除） 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
（新　設）	第6章　会計監査人
（新　設）	第42条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。

現行定款	変更案
（新　設）	第43条（任期）　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新　設）	第44条（会計監査人の責任免除）　当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第6章　計　　算	第7章　計　　算
第32条（営業年度）　当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第45条（事業年度）　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第33条（利益配当金）　当会社の利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。	第46条（剰余金の配当の基準日）　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を中間配当の基準日として中間配当をすることができる。
第34条（中間配当）　当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。	（削　除）
第35条（除斥期間）　利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したとき、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	第47条（配当の除斥期間）　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
（新　設）	附則 （効力発生日） 第5条の変更は、平成18年6月30日を効力発生日とする。なお、本附則は効力発生日後削除する。